

## 第 1 章 振興計画策定の背景

---



## 1. 生涯学習とは

生涯教育の考え方は、1965年にパリで開催されたユネスコ<sup>解説1</sup> 第3回成人教育促進国際委員会で、ポール・ラングラン<sup>解説2</sup>により提案されて以来、国際的に普及してきたものです。わが国では、昭和41(1966)年に中央教育審議会が『後期中等教育の拡充整備について』を答申した際に、「教育を学校中心ととらえるのではなく、生涯を通じてとらえる必要がある」という考え方を示しています。昭和46(1971)年の社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』では、生涯教育の観点に立った社会教育の推進が提言され、同年の中央教育審議会答申『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』では、生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することが提言されています。

昭和56(1981)年中央教育審議会答申『生涯教育について』の中で、本格的に生涯学習の考え方が取り上げられています。この中では、「人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は各人がその自発的意志に基づき、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うものであり、これを“生涯学習”<sup>解説3</sup>と呼ぶにふさわしい」とし、「この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会のさまざまな教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考えである。言い換えれば、生涯教育とは、国民一人ひとりが充実した人生を送ることをめざして生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本理念である」としています。

この考え方に立てば、生涯教育が、教育制度や教育方法などについて教育施策を推進する、いわば教育を行う側からの教育体系の再構築と整備を中心として捉えたものであるのに対して、生涯学習というのは、学習する個人一人ひとりを主体的に捉えたものであり、自己の充実や生活の向上のために、自発的意志に基づいて必要に応じて、自己に適した手段・方法を、自ら選んで行う学習といえます。

## 2. 生涯学習の必要性

現代社会の目覚ましい技術革新や高度情報化は、企業活動や社会構造はもとより、私たちの生活にも大きな影響を与えています。生活水準の向上や高齢社会を要因とする余暇時間の増大などにより、人々の生涯にわたる学習への関心も多様化、高度化しています。また、これからの社会

<sup>解説1</sup> **ユネスコ**：UNESCO。国連教育科学文化機関。教育・科学・文化・通信を通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することをめざしている。

<sup>解説2</sup> **ポール・ラングラン**：Paul Lengrand(1910～2003)は、ユネスコの第3回成人教育推進委員会に「エデュカシオン・ペルマナント(Éducation permanente)」と題するワーキングペーパーを提出し、生涯学習の考え方の原点を示した。

<sup>解説3</sup> **生涯学習**：life-long education。誕生から高齢期までの生涯の垂直的統合と社会のさまざまな場での教育の水平的な統合という制度改革原理。この生涯教育論は、波多野完治により紹介される。

みどり市生涯学習振興計画  
第1章 振興計画策定の背景

を展望すると、情報化・国際化が進むとともに、人々の価値観の変化と多様化がより一層進展することが予想されます。

しかし、このような社会変化は、伝統的な生活共同体である地域社会の連帯感の希薄化などの一因ともなっています。

こうした状況のなか、市民が生涯を通じてそれぞれの興味や課題に応じた学習の方法や手段を自ら選択して活動を行い、知識や経験を蓄積し、個性や能力を伸ばしながら生きがいのある充実した生活を送ること、また、こうした個人の活力を核とした、心豊かな潤いのあるまちづくり・地域づくりを推進していくことも、課題のひとつとなっています。

それでは、なぜ行政が“生涯学習”の振興を行う必要があるのでしょうか。

市民のだれもが、よりよく生きたい、充実した生きがいのある人生を送りたいと願っていることは間違いありません。また、生涯にわたって生活の改善・向上を図るための学習を続けることは、国民の権利のひとつであり、より良く生きるために学ぶこと、地域や社会を創っていく力をつけることは、憲法<sup>解説4</sup>で保障された幸福追求権実現のためのひとつの手段です。このために、基本的人権のひとつである学習権<sup>解説5</sup>を公的に保障する必要があると考えるからです。

21世紀は“人権の世紀”といわれています。「人権教育のための国連10年」<sup>解説6</sup>をきっかけに、国や都道府県は行動計画を策定し、群馬県では『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』<sup>解説7</sup>に基づき、さまざまな行動を行っています。みどり市でも、市民憲章<sup>解説8</sup>にうたわれる「人権を尊重し、きまりを守り、平和で住みよいまちをつくります」に沿った具体的なまちづくりが必要になっています。みどり市に住むすべての人の人権が尊重され、さまざまな違いが大切にされる社会にしていかなければなりません。

また、人々が快適な生活を営むためには生活環境の整備が不可欠ですが、利便性だけを追求した開発は人々の生活をおびやかしています。私たちの生活は高度経済成長以降、物質的には豊かになりましたが、大量生産・大量消費が続けられ、本市にとっても生活排水やゴミ問題は深刻になっています。こうした問題は、単に地域の問題にとどまらず、地球の温暖化や砂漠化、オゾン層の破壊、酸性雨などに影響を与え、地球規模にまで拡大し、地球環境問題として国際的な問題となっています。これらを身近な問題として捉え、行動していく市民を増やしていかなければなりません。

生きがいのある有意義な人生を送るためには、市民一人ひとりの生涯を通じての学習が重要となってきています。こうした市民のニーズから地域課題まで、さまざまな要求に対して行政は学習機会や情報の提供などを行い、市民がさまざまな活動を行えるように条件整備を行い、選択肢

<sup>解説4</sup> 憲法：日本国憲法。第13条、第23条、第25条、第26条など。

<sup>解説5</sup> 学習権：日本国憲法第23条、第26条。

<sup>解説6</sup> 人権教育のための国連10年：1994(平成6)年12月の国連総会で、人権教育を通じ、人権の保障を確かなものにするため、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を期間とした取り組み。

<sup>解説7</sup> 『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』：平成12(2000)年5月策定の『人権教育のための国連10年・群馬県行動計画』前期行動の成果を踏まえ、平成17(2005)年3月に群馬県が策定した基本計画。

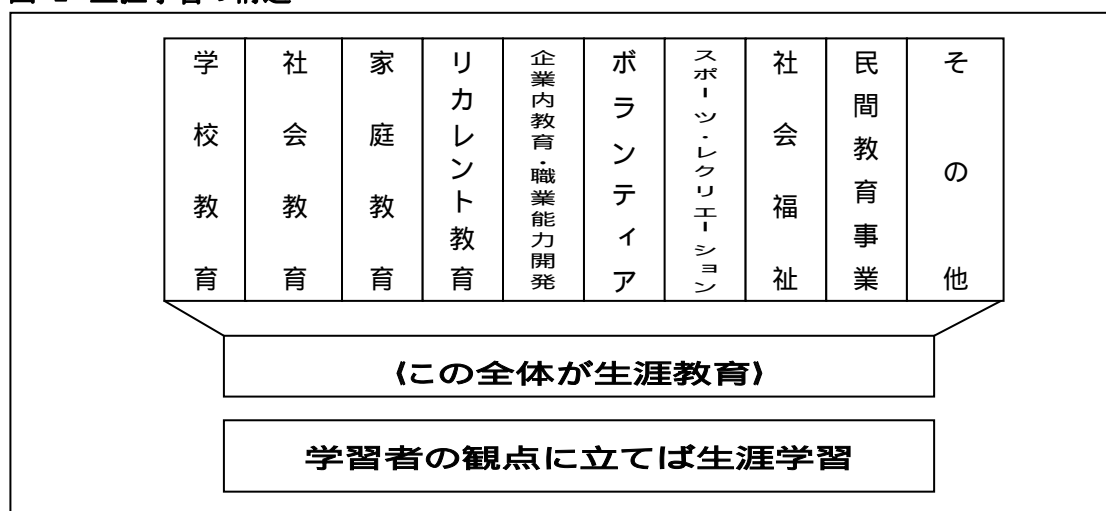
<sup>解説8</sup> みどり市市民憲章：平成20(2008)年3月27日制定。

を広げるとともに、市民活動への必要な支援や市民と共に創造していくという取り組みが必要と考えるからです。

### 3. 生涯学習の構造

社会教育は、社会教育法<sup>解説9</sup>に「学校の教育活動以外で、主として青少年、成人に対して行われる組織的教育活動」と定義され、一般的には公民館、図書館、博物館などで行われる交流、学級、講演会、展示会、各種集会、学校の公開講座、スポーツ・レクリエーション活動など、学校教育を除いた社会での教育として位置づけられています。一方生涯学習は、教育基本法<sup>解説10</sup>で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が示されましたが、明確な規定はなく一般的に学習者の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育、リカレント教育<sup>解説11</sup>、企業内教育・職業能力開発、ボランティア活動、スポーツ・文化・趣味・レクリエーション、社会福祉、民間教育事業も包含した国民生活に関連する多くの教育・学習活動のことをさしています(図-1)。

図-1 生涯学習の構造



<sup>解説9</sup> **社会教育法**：昭和24(1949)年6月。教育基本法に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としている。抜粋条文は**第2条**。

<sup>解説10</sup> **教育基本法**：平成18(2006)年12月。日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。現行の教育基本法は、昭和22(1947)年施行の教育基本法の全部を改正したものである。抜粋条文は**第3条**。

<sup>解説11</sup> **リカレント教育**：recurrent education。1973年のOECD(経済協力開発機構)報告書で広く提唱される。とらえ方などは諸国さまざまだが、「社会人に対して学校教育修了後、社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育だけでなく、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む」と理解できる。

専門的で高度な知識・技術のキャッチアップやリフレッシュ。一度学んだ専門分野以外の幅広い知識・技術や新たに必要になった知識・技術を身に付ける。職業や学歴に直接関係のない教養を身に付け、人間性を豊にする。などの教育機能がある。

社会教育も生涯学習も「自己の充実や生活の向上のために、自発的意志に基づき、必要に応じ、自己の手段、方法を自ら選んで行う学習。いつでも、どこでも、だれもが、自由に行う学習」という方法論が共通しているので、“社会教育 = 生涯学習”と捉えている人が多く、自治体によっては、これまでの“社会教育課”を“生涯学習課”に名称変更しただけのところもあります。しかし、社会教育は生涯学習の重要な一部ですが、すべてではありません。生涯学習は、“全教育体系の総合的な再編成”を伴う“マスター・コンセプト(総合的・包括的な概念)”という意味で使われています。『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』<sup>解説12</sup>の施行と前後して、当時の文部省筆頭局に“生涯学習局”が設置されたのはこのためです。

これまでの文中にあった“学習”<sup>解説13</sup>と“教育”について整理します。ユネスコの要請で生涯教育の概念モデルを実証的に検討したロンドン大学教授ジョージ・W・パーキンは、「学習と教育は同義語ではない。教育とは学習以上の意味をもつ言葉である。教育は、学習を容易にする条件の供与を意味する。したがって、生涯学習と生涯教育は同じ概念ではない」としています。

私たちの生活は、常に学習の連続といえます。環境から与えられるもの、日々の生活や経験から学ぶもの、意図的に学習しようとするものなど、学習は生活の中にいくつも見いだすことができます。すなわち学習は、意識して行うもののほかにも多種多様な要因によって成り立つといえます。

## 4. 生涯学習振興のための条件整備

日本では生涯学習の概念に、“あらゆる学習”が含まれているため、“学習の機会(学習が行われる場、活動)”も広範囲なものになっています。つまり、人々に学習させることを本来の目的とするもの(学校教育や社会教育、企業内訓練などの教育訓練活動)だけでなく、スポーツ・文化活動、野外・レクリエーション活動、趣味の活動、カルチャーセンターでの学習や資格取得活動などの民間教育事業はもちろん、テレビやラジオの視聴、旅行、通勤、散歩など生活の中のあらゆる活動が「学習が行われ得る場」という意味で、学習機会に含まれています。また、偶発的な学習も生涯学習に含めていますが、先進国では含めないのが一般的です。さらにわが国では、“生涯学習”という言葉が先行し、これまで単に勉強や趣味といわれているものまでも“生涯学習”と呼ぶ傾向にあります(図-2)が、「結果として学習を伴う部分」を“生涯学習の範囲”として考えます。

これらを含めても、行政が生涯学習のすべてを計画化し、振興することはできません。まして、学習の範囲は市民の生活全般にわたりますし、学習する・しないの自由も市民一人ひとりにあり

<sup>解説12</sup> 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律：平成2(1990)年6月。生涯学習の振興に資するための『都道府県』の事業に関しその推進体制の整備その他必要な事項を定めた振興法。

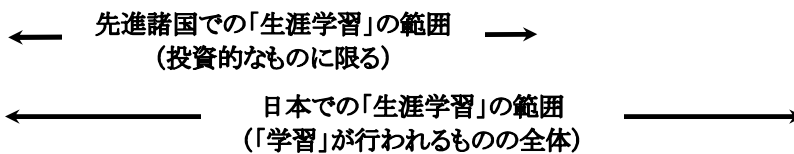
<sup>解説13</sup> 学習：新しい知識・技能・態度等が結果として習得されることを意味する。

ます。

では、この『生涯学習振興計画』とは何かというと、「生涯学習を振興するための公的機関などの援助のあり方とその計画化」ということになります。先に“教育”と“学習”を整理しましたが、この計画は、一般行政と教育行政、教育機関を含む公的機関などと、市民が一体となって創り上げる公的生涯教育振興計画といえるものです。したがって、この『振興計画』の中核は、関係施設・機関などの連携・調整、関係職員の資質の向上、各種事業の体系化などを含め、市民の学習活動を容易にするための諸条件の整備であるといえます。

図-2 「学習」の分類

分類	(1)教育訓練活動における学習	(2)自己学習活動における学習	(3)偶発的学習としての学習	(4)学習を伴わない活動
学習の性格	人々を学習させることを本来の目的とする活動に参加して学習すること	教育機関等の助けを借りずに、自ら学習すること	日常生活の活動の中で、結果として何かが学ばれること	心の豊かさや生きがいのための活動一般
	例 学習することを目的として、学校教育、社会教育、企業内訓練などで教育訓練を受けた場合	例 学習することを目的として、本などを用いてひとりで学習した場合	例 学習する意志がなく行った、スポーツ、文化活動などで、 <b>結果として偶然何かを学習した場合</b>	例 スポーツ、文化活動などを通して、 <b>結果として何も学習しなかった場合</b>
学習	学習が行われる			学習が行われない
学習意志	学習する意思がある ('学習活動'の範囲)		学習する意思がない ('偶発的学習')	



『行政職員のための新訂入門・生涯学習政策』より

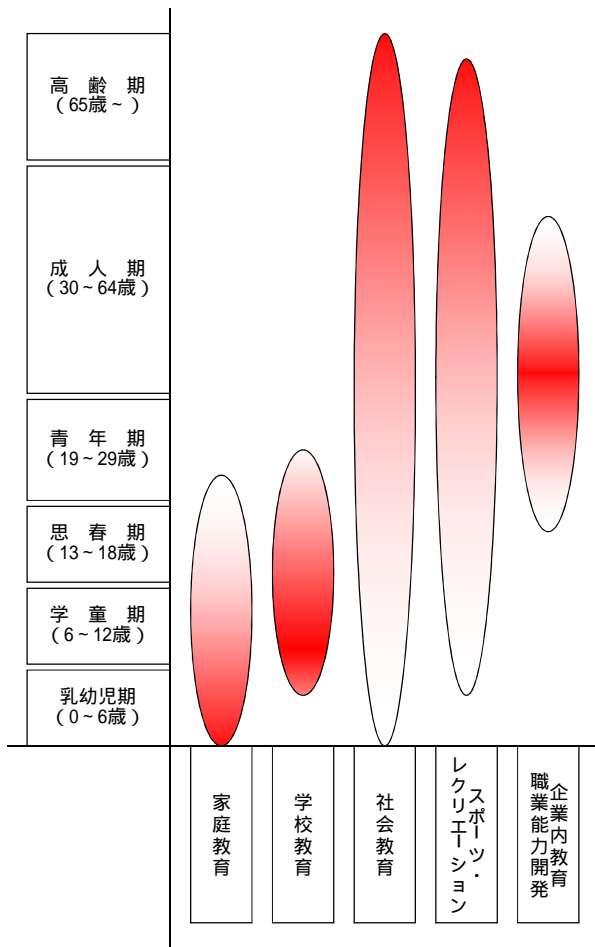
## 5 . みどり市における生涯学習の構造

人々は生活の中で、さまざまな学習を行ったり、生活をより豊かにしたり、生きがいを見つけたりしています。生きることは学習の連続ともいえます。市民の中には、個人的に講師についている人や通信教育をしている人など多くの人が学習をしていますが、こうした個人の学習を構造化したり体系化したりすることは不可能です。そこで、ここでは本市の学習機会の構造をみることにします。

市民の主要な学習ステージは、加齢とともに変化していきます。教育の体系としては、幼児教育としての幼稚園から教育機関が存在しますが、就学前には保健センターの乳幼児健診や育児教室、保育園などもかかわりながら、家庭教育として新生児期や乳幼児期に基礎的な生活習慣や運動、情緒の発達、ことばなどを習得していきます。小学校から義務教育として基礎的・基本的な

みどり市生涯学習振興計画  
第1章 振興計画策定の背景

図-3 「学習」のステージ



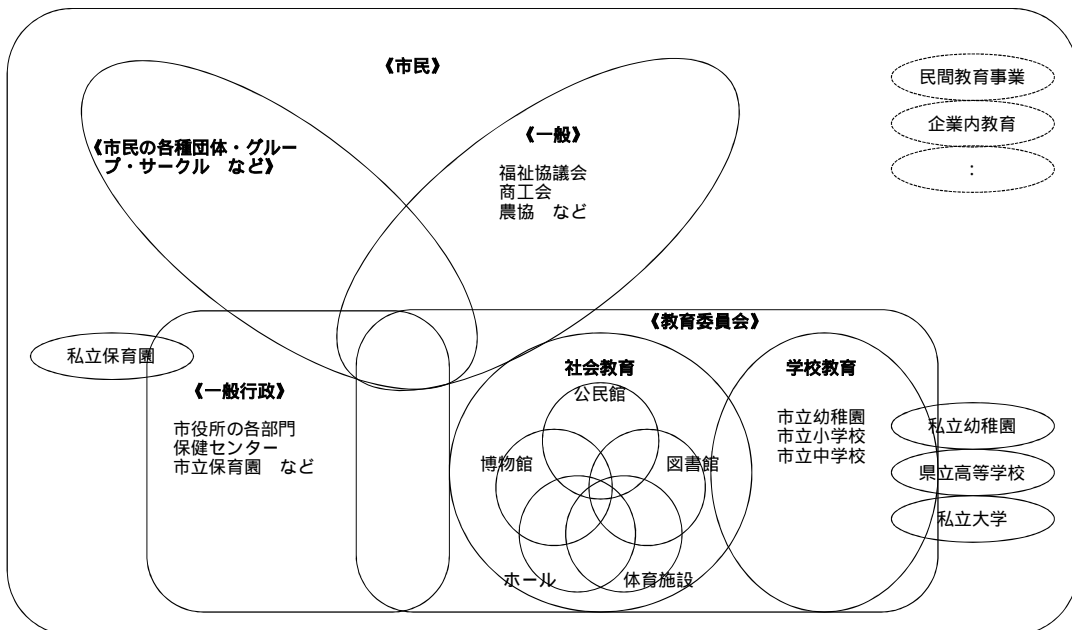
知識や技能の習得が始まりますが、同時に個人学習（学習塾、習い事、スポーツ教室など）や地域での学習（子ども会やスポーツ少年団など）も始まります。学童期から思春期、青年期へと成長するとともに、学習ステージも家庭から学校へ、学校から地域や職場へと広がっていきます。

学校教育は、中学校の義務教育終了後、高等学校から大学（大学院を含む）まででその役割がほとんど終わるのに対し、学習ステージが拡大するのが企業内教育です。また社会教育は、主に小学校頃から始まり、生涯を通じて行われています（図-3）。

一般的な人の場合、学校教育終了後は企業内教育に学習の中心が移ります。従来は学校教育から企業内教育で生涯を捉え、個人学習や社会教育は余暇時間に行うものというイメージもありました。しかし、人生80年時代の定年退職後の生き方、産業機器の発達、情報化、余暇時間の拡大、物から心へ、社会参加などこうした言葉

に代表されるように、リカレント教育や個人学習、社会教育の重視など生涯を通じて学習ができる生涯学習体制の整備が必要になってきています。

図-4 生涯学習を支える構造





一般的な生涯学習を支える構造は(図-4)のようになりますが、学習のステージの中心は市民によって、個人学習であったり、カルチャーセンターであったりさまざまです。こうした中で社会教育施設はもちろん、保健センターなどの専門性のある公的施設は、生涯学習活動を考える場合、重要な要素となります。

学習の形態は一般的に、集会学習<sup>解説14</sup>、集団学習<sup>解説15</sup>、個人学習<sup>解説16</sup>に分類されます。本市の学習形態は、社会教育施設での社会教育関係団体を中心とした学習活動、学級・講座などによる集会学習や集団学習、博物館・文化ホール・図書館での個人学習、保健センターをはじめとする専門的な公的施設や一般行政でも、それぞれの分野の啓発事業、学習活動、集会学習や集団学習が行われています。

解説14 **集会学習** : 集団で行われるが必ずしも成員の相互作用を期待しない学習形態。

解説15 **集団学習** : 集団で行われ成員の相互作用を期待し、集団としてのまとまりを重視する学習形態。

解説16 **個人学習** : 文字どおり個人で行う学習形態。